

令和 6 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01312

研究課題名（和文）現代国際法における武力行使禁止原則の法的構造

研究課題名（英文）Legal Structure of Prohibition of the Use of Force in International Law

研究代表者

森 肇志（MORI, TADASHI）

東京大学・大学院公共政策学連携研究部・教育部・教授

研究者番号：90292747

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：武力行使禁止原則の法的構造について、学説、戦間期における議論の再検討、国連憲章起草過程の見直し、近時の国家実行の分析を行った。その結果、国連憲章起草過程において、国連の目的と両立する武力行使は許されうる、ただしそれは安保理の事後的判断に委ねられるという米国の構想が一貫して存在する一方で、サンフランシスコ会議においては憲章に規定されたものを除いて単独主義的な武力行使は認められないという理解が示され、こうした理解の相違に関して合意がなかったと考えられること、近年の実行においても国連憲章の起草過程において見られた武力行使禁止原則の基本構造に関する2つの理解とその対立が見出されることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

武力行使禁止原則の法的構造は、学術的にも社会的にも、近年あらためて注目されてきている。同構造に関する本研究は、そうした課題に取り組むものであり、本研究成果は今後の研究について方向性を示すものである。今後、幅広い実行を検討することによって、同構造を明らかにしたい。

研究成果の概要（英文）：This study examined the legal structure of the principle of the prohibition of the use of force by reviewing the debate in the interwar period, the drafting process of the UN Charter and recent practices. As a result, the following remarks were identified: in the drafting process of the UN Charter, there was a consistent US conception that the use of force compatible with the objectives of the UN could be permitted, but that this would be left to the ex post facto judgement of the Security Council; on the other hand, at the San Francisco Conference, there was an understanding that unilateral use of force, except as stipulated in the Charter, was not permitted; there was no agreement on these differences; and that even in recent practices, the above mentioned two understandings can be found unresolved.

研究分野：国際法

キーワード：武力行使禁止原則 国際連合憲章

1. 研究開始当初の背景

国家による武力行使の法的規制という問題は、国際法および国際法学の存在理由の一つであり、もっとも重要な分野の一つであった。他方でこの問題は、国家による力の行使をどのように規制するかという問題だけでなく、そもそもそれを規制することは可能なのかという疑問を惹起するものであり、その意味で国際法の存在を脅かすものでもある。

現代国際法においては、国家による武力行使は一般に禁止されたと理解されている。その根拠とされるのが国連憲章第2条4項である。この武力行使禁止原則に対し、国連憲章は主要な例外を2つ認めている。第7章で規定される安保理によって認められた武力の行使と第51条に規定される自衛権である。

この両者、すなわち武力行使禁止原則とそれに対する例外との関係については、現在では厳格な禁止と明確な例外という捉え方が、言い換えればこの2つの例外以外の武力行使は許されないと理解されることが一般的である。しかし、こうした捉え方が各国によって共有されているかについては、疑問も呈せられる状況にあった。例えば2018年4月に米英仏は、シリアのアサド政権が化学兵器を使ったとして、同国へのミサイル攻撃を行った。本件ミサイル攻撃は、国連憲章における2つの主要な例外には該当しないと考えられるが、それに対する非難決議に対しては過半数の国家が反対したのであり、さらには、そうした攻撃に参加した国の間でも、それを国際法上どう位置づけるかについて一致が見られなかったのである。

矛盾とも混乱とも言えるこうした状況は、武力行使禁止原則との関係でどのように位置付けられるか、言い換えれば、武力行使禁止原則は厳格な禁止と明確な例外という構造のものとして存在しているのだろうか、そうした捉え方が適切でないとするればどのように理解すればよいのだろうか、という問題意識から、本研究を開始した。

2. 研究の目的

現代国際法における武力行使禁止原則の法的構造を明らかにし、その成果を国際的に問うことであった。

3. 研究の方法

一次資料および二次文献の収集・整理・分析が中心となった。まず戦間期における戦争違法化の構造を明らかにし、その上で現代国際法上の武力行使禁止原則の法的構造を歴史的なパースペクティブの中に位置づけ、第二次大戦後の国家実行と学説においてそうした構造に関する理解がどのように変化していったのか、あるいは変化しなかったのかを検討した。

4. 研究成果

武力行使禁止原則の法的構造について、まず近時の学説を整理した。伝統的に論じられてきた、国連憲章に見られる厳格な禁止と明確な例外というテーゼを踏襲する学説に対して、2010年代以降、その内容の不明確さあるいは曖昧さを指摘する見解や、これらがいずれも個別国家による武力行使に関する規制を実体ルールの問題として捉えるのに対して、手続すなわち安保理の判断を重視する見解が示されるようになってきている。

こうした対立もふまえ、戦間期における議論の再検討、国連憲章起草過程の見直し、近時の国家実行の分析を行った。

武力行使禁止原則を規定するにあたっては、何を禁止するかに加え、その違反をいかなる主体がどのように認定するかという問題が生じるが、こうした問題は、戦間期から、侵略の定義とその認定という形で、相互援助条約案、ジュネーブ議定書、ラインラント協定、侵略の定義議定書草案などの起草過程において論じられており、そこには2つのアプローチが存在し、定義の厳格性と認定手続との間には相関性を見出すことができる。すなわち、認定機関の裁量に頼ることなく侵略国を認定するためには絶対的に明確な定義が必要となり、認定機関に裁量が与えられる場合には定義自体は柔軟なものでもよい。そうである必要もあるとされていたのである。

国連憲章起草過程における、武力行使禁止原則に関する米国による理解は、国連の目的と両立する武力行使は許されうる、ただしそれは安保理の事後的判断に委ねられる、とするものだったが、これは、武力行使の禁止を「簡潔で包括的でない」形で規定するととどめ、安保理にその違反に関する認定を行わせようとするものであり、こうした2つのアプローチの中では後者に該当するものと言える。

他方で、サンフランシスコ会議におけるブラジルは、機構の目的に合致すると主張してなされる国家による単独主義的な武力行使は承認されないと解していたのであり、侵略に関する上記の対立の中では前者のアプローチに該当するが、米国代表の回答によってそれが認められたと受け取られることにより、多くの参加国がそうした理解を共有したものと考えられる。しかし、

そうした小委員会会合における自身の回答にもかかわらず、米国は先述の構想を放棄していなかった。この点において、少なくともブラジルと米国との間には見解の一致がなかったと解することが自然であり、同原則の基本構造については、その成立段階から見解の相違あるいは合意の不在が見出されると考えられるのである。

国連憲章起草過程に関するこうした理解を踏まえ、近年の実行を検討した。具体的には、2010年代半ばのISIL（イラクおよびシリアにおけるイスラム国）に対する軍事作戦、2017年4月の米国によるシリア攻撃、2018年4月の米英仏によるシリア空爆である。その結果、そうした実行においても、国連憲章の起草過程において見られた武力行使禁止原則の基本構造に関する2つの理解とその対立が見出されることが明らかになった。

今後は幅広い実行を検討することによって、同構造の全体像を明らかにすることとしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 6件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森肇志	4. 巻 20
2. 論文標題 武力行使禁止原則の再検討に向けてー国連憲章成立過程と2010年代の武力行使	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法と哲学	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森肇志	4. 巻 12
2. 論文標題 書評 西嶋美智子著『自衛権の系譜 戦間期の多様化と軌跡』（信山社，2022年）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森肇志	4. 巻 なし
2. 論文標題 国家間のサイバー攻撃をどう規制するか？ 国連におけるICTs規制論議の経緯・現状・課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 まだ、法学を知らない君へ - 未来をひらく13講	6. 最初と最後の頁 185-202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tadashi Mori	4. 巻 1
2. 論文標題 Renunciation of War in Japan's Post World War II Constitution and Self-Defense Forces	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Public International Law in Asia	6. 最初と最後の頁 272-273
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Tadashi Mori	4. 巻 1
2. 論文標題 Japan's Ability to Exercise Collective Self-Defense	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Public International Law in Asia	6. 最初と最後の頁 273-274
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Tadashi Mori	4. 巻 1
2. 論文標題 Participation in Multinational Forces	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Public International Law in Asia	6. 最初と最後の頁 275-276
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 森肇志	4. 巻 57
2. 論文標題 武力不行使原則と集団的自衛権 ニカラグア事件 (本案)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法判例百選	6. 最初と最後の頁 220-221
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森肇志	4. 巻 119巻1号
2. 論文標題 紹介・松井芳郎著『武力行使禁止原則の歴史と現状』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 153-159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tadashi MORI	4. 巻 63
2. 論文標題 Book Review: Buryokukoshi-Kinshigensoku no Rekishi to Genjo [The History and Current Status of the Principle of the Prohibition of the Use of Force], by Yoshiro Matsui	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 303-308
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森肇志	4. 巻 図書
2. 論文標題 集団的自衛権概念の明確化 - 援用事例とニカラグア事件判決	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際法のダイナミズム	6. 最初と最後の頁 703-729
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tadashi MORI	4. 巻 図書
2. 論文標題 Decisions in Japan to Use Military Force or Participate in Multinational Peacekeeping Operations	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Oxford Handbook of Comparative Foreign Relations Law	6. 最初と最後の頁 829-842
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 森肇志
2. 発表標題 武力行使に対する各国の評価の意義 第11回国連総会緊急特別会期における議論構造
3. 学会等名 国際法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森肇志
2. 発表標題 武力行使の法的根拠の評価
3. 学会等名 日本学会議（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 森 肇志	4. 発行年 2023年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 368
3. 書名 自衛権の基層 増補新装版	

1. 著者名 黒崎 将広、坂元 茂樹、西村 弓、石垣 友明、森 肇志、真山 全、酒井 啓亘	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 844
3. 書名 防衛実務国際法	

1. 著者名 森肇志他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 387
3. 書名 分野別国際条約ハンドブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------